

# 指定看護小規模多機能型居宅介護

## こぶしえん重要事項説明書

目黒区指定 1391000591号

令和7年1月1日現在

### 【 目 次 】

1. 経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. サービスの内容	2
4. 利用料金の支払方法	4
5. 利用にあたっての留意事項	4
6. 個人情報の保護	4
7. 拘束等の行動制限	5
8. 緊急時の対応方法	5
9. 非常災害対策	5
10. 地域との連携	6
11. サービス内容に関する相談・苦情	6
署名、捺印	7
(別表) 料金表	8

社会福祉法人 徳心会



## こぶしえん 重要事項説明書

### 1. 経営法人

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 徳心会
- (2) 所 在 地 東京都三鷹市下連雀三丁目 26 番 12 号
- (3) 代 表 者 理事長 関 根 陸 雄
- (4) 設立年月日 平成 2 年 3 月 20 日

### 2. 事業所の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

- 種 類 看護小規模多機能型居宅介護
- 名 称 こぶしえん
- 所在地 東京都目黒区下目黒六丁目 18 番 2 号  
介護保険事業者番号 目黒区 1 3 9 1 0 0 0 5 9 1 号

#### (2) 配置基準

	配置人数	備考
管理者	1	兼務
介護支援専門員	1	兼務
看護・介護職員	8 名以上	内 2.5 人以上は看護職員

#### (3) 営業時間等

- 営業日 365 日
- 営業時間 通いサービス 午前 6 時 ～ 午後 9 時  
宿泊サービス 午後 9 時 ～ 午前 6 時  
訪問サービス 24 時間
- 登録定員 29 名
- 通所サービスの利用定員 15 名
- 宿泊サービスの利用定員 5 名

#### (4) 設備の概要

- ① 宿泊室の数 : 定員 5 名・全室個室
- ② トイレの数 : 3 か所
- ③ 浴室 : 1 か所
- ④ リビング : 1 か所 (食事の場所、居間、台所兼)

### (5) 運営方針

- ① ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。
- ② 看護小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、ご利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- ③ 看護小規模多機能型居宅介護ご利用者に対して通いサービスおよび訪問サービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。
- ④ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

### 3. サービス内容

ご利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況を踏まえて、他の従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画等を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を組み合わせた支援を行います。

#### (1) 介護保険給付対象サービス

以下の事項は介護サービス費をご負担して頂きます。介護度によって料金が異なります。介護サービス費は【別紙 料金表】のとおりです。

##### ① 通いサービス

事業所において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

##### ② 訪問サービス

###### ア. 介護サービス

ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

###### イ. 看護サービス

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。

##### ③ 宿泊サービス

こぶしえんに宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

##### ④ 看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成

看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成担当者が、ご利用者の生活の解決す

べき課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえたうえで作成します。

⑤ 食事

食事の提供および食事の介助をします。食材費は別途、【別紙 料金表】のとおりご負担頂きます。

食事の時間は以下のとおりです。

朝食	午前 8 時	～	午前 10 時
昼食	午後 12 時	～	午後 2 時
夕食	午後 6 時	～	午後 8 時

⑦ 排泄

利用者お一人お一人に合わせた援助を行います。

⑧ 健康管理

医師、看護師がご利用者の健康管理を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下の事項は、【別紙 料金表】に定める料金、もしくは実費相当にて、ご負担頂きます。

① 食費

② 宿泊費

③ 趣味や余暇活動等の材料費

④ 理美容代

⑤ 健康管理費（インフルエンザ予防接種等にかかる費用）

⑥ その他、日常生活において通常必要になる費用でご利用者が負担することが適当と認められる費用

(3) 当事業所のサービスの特徴

① 社会福祉法人 徳心会の基本理念

「社会福祉法人 徳心会」は、わが国における高齢者福祉の分野において、地域社会の福祉を推進することを目的に設立されました。徳心会は「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」を基本概念としてあげています。この理念に基づいて、高齢者の福祉ニーズの充実を図りつつ、ご利用者の自立を助け、生命の尊厳の追求による自己実現を促します。こうして福祉の働きを通して、人間存在の尊厳を認め合い、自己も他者も相互に尊重され、温かく生きた人間関係に基づく、共に生きる社会の創造を目指しています。

② 施設づくり

特別養護老人ホーム・障害者支援施設と都市型軽費老人ホーム等が併設されているという特徴を生かしながら、職員だけでなくご利用者、ご家族と地域の皆様の支援を得ながら、一体となって温かい施設づくりに励みます。

③ 夜間および深夜の時間帯

夜間および深夜の時間帯は午後6時30分から翌午前8時とし、その時間帯は防犯上の観点からも出入り口を施錠致します。

#### 4. 利用料金の支払方法

(1) 利用料金については別紙をご参照ください。

(2) 利用料金の支払方法

当施設での料金、費用は一か月ごとに計算し毎月15日までに請求書を発行します。支払方法は、指定口座からの口座振替で行います。

尚、利用期間が1か月に満たない期間を利用した場合は、日割り計算にて算出いたします。

#### 5. 利用にあたっての留意事項

(1) 面会

午前9時～午後6時

※時間外の面会は、事前に連絡をお願いします。

(2) 外出・外泊

体調など、ご利用者の様子に異常がなければ問題ありません。

※事前にご連絡をお願いします。また、施設の所定の用紙に必要事項を記入の上ご提出ください。

(3) 飲酒

ご希望がある場合は配慮いたします。

(4) 喫煙

ご利用者、職員の健康保持の観点および東京都受動喫煙防止条例から、敷地内全面禁煙とさせていただきます。

(5) 設備・器具の利用

所定の方法に従ってご利用いただけます。尚、状況により利用を中止、または制限させていただく場合がございます。

(6) 信仰・政治

信仰や思想の自由は尊重されます。ただし、共同生活の場として他のご利用者が迷惑とを感じるような場合は活動を自粛していただく場合がございます。

(7) 営利活動

全面的に禁止させていただきます。

(8) ペット

基本的にペットの持ち込みはお断りしております。

#### 6. 個人情報の保護

(1) 事業所は、業務上知り得た契約者、ご利用者ならびにそのご家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、ご利用者または第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合ならびに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するも

のとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

(2) 職員は業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

#### 7. 拘束等の行動制限

事業所では、サービスの提供に当たり、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、以下のような拘束等の行動制限は行いません。

- (1) 車イスやベッド等に胴や四肢を縛る
- (2) 上肢を縛る
- (3) ミトン型の手袋を付ける
- (4) 腰ベルトやY字型抑制帯を付ける
- (5) 介護衣（ツナギ）を着せる
- (6) 車イステーブルを付ける
- (7) ベッド柵を4本付ける
- (8) 居室の外から施錠する
- (9) 向精神薬を過度に使用する

#### 8. 緊急時の対応方法

- (1) ご利用者の身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。
- (2) 職員はナースコール等でご利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。
- (3) ご利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行います。また、可能な限り速やかに身元保証人等にも連絡いたします。

#### 9. 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えた必要な設備を設けております。
- (2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員およびご利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち年1回以上は夜間訓練または夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。
- (3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。
- (4) 備蓄食料品は、東京都の指導により3日以上用意しております。

## 10. 地域との連携

看護小規模多機能居宅介護等の事業を提供するにあたり、ご利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員または当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るよう努めます。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

## 11. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当事業所の苦情対応

担当 管理者 飯塚 亮 電話 03-5722-5550

### (2) 当事業所の苦情解決責任者

担当 代表者 小河 和 泉 電話 03-5722-5550

### (3) 目黒区役所の苦情窓口

担当 目黒区介護保険課介護保険管理係 電話 03-5722-9574

### (4) 東京都国保連合会苦情相談窓口

担当 介護相談指導課 介護相談窓口 電話 03-6238-0177

### (5) 第三者委員（社会福祉法人 徳心会）

第三者委員 市毛 紀行 電話 03-3712-4464

〃 廣瀬 晶久 電話 03-3710-0660

令和 年 月 日

こぶしえんの利用に当たり、ご利用者に対して契約書および本書面で重要な事項について説明を行いました。

【事業者名】 社会福祉法人 徳心会 こぶしえん

【住 所】 東京都目黒区下目黒六丁目 18 番 2 号

【説 明 者】 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者からこぶしえんについての重要事項の説明と文章の交付を受けました。

【住所】

利用者

【氏名】

【住所】

身元保証人

【氏名】

## 別紙 料金表

月額料金	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
1)同一建物に 居住する者以 外の者に対し て行う場合	要介護1	13,817円	27,633円	41,449円
	要介護2	19,331円	38,662円	57,992円
	要介護3	27,174円	54,348円	81,522円
	要介護4	30,821円	61,641円	92,461円
	要介護5	34,863円	69,726円	104,589円
2)同一建物に 居住する者に 対して行う場 合	要介護1	12,448円	24,895円	37,343円
	要介護2	17,417円	34,834円	52,251円
	要介護3	24,484円	48,967円	73,450円
	要介護4	27,769円	55,538円	83,307円
	要介護5	31,411円	62,822円	94,233円
初期加算(1日)		34円	67円	100円
認知症加算(Ⅰ)(1月)		1,022円	2,043円	3,064円
認知症加算(Ⅱ)(1月)		988円	1,976円	2,964円
認知症加算(Ⅲ)(1月)		844円	1,688円	2,531円
認知症加算(Ⅳ)(1月)		511円	1,022円	1,532円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		222円	444円	666円
若年性認知症利用者受け入れ加算(1月)		888円	1,776円	2,664円
栄養アセスメント加算(1月)		56円	111円	167円
栄養改善加算		222円	444円	666円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		23円	45円	67円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		6円	11円	17円
口腔機能向上加算(Ⅰ)		167円	333円	500円
口腔機能向上加算(Ⅱ)		178円	356円	533円
退院時共同指導加算		666円	1,332円	1,998円
特別管理加算(Ⅰ)(1月)		555円	1,110円	1,665円
特別管理加算(Ⅱ)(1月)		278円	555円	833円
看護体制強化加算(Ⅰ)(1月)		3,330円	6,660円	9,990円
看護体制強化加算(Ⅱ)(1月)		2,775円	5,550円	8,325円

訪問体制強化加算（1月）	1,110円	2,220円	3,330円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（1月）	1,332円	2,664円	3,996円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（1月）	888円	1,776円	2,664円
専門管理加算（1月）	278円	555円	833円
緊急時対応加算（1月）	860円	1,719円	2,578円
ターミナルケア加算（死亡月）	2,775円	5,550円	8,325円
遠隔死亡診断補助加算	167円	333円	500円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月）	111円	222円	333円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月）	12円	23円	34円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月）	4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月）	15円	29円	44円
排せつ支援加算（Ⅰ）（1月）	12円	23円	34円
排せつ支援加算（Ⅰ）（1月）	17円	34円	50円
排せつ支援加算（Ⅰ）（1月）	23円	45円	67円
科学的介護推進体制加算（1月）	45円	89円	134円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1月）	833円	1,665円	2,498円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ（1月）	711円	1,421円	2,132円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ（1月）	389円	777円	1,166円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	28円	56円	84円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	24円	47円	70円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	14円	27円	40円

利用者の状況に応じて加算されるものとされないものがあります。

※合計額に14.6%相当の介護職員処遇改善加算（Ⅱ）が加わります。

その他

食費	朝食 520円・昼食 610円・おやつ 100円・夕食 590円
宿泊費	1泊 5,000円
理美容代	カット 3,300円・パーマ 6,380円・毛染め 6,380円
趣味や余暇活動等の材料費	実費